

給与計算システム ペイ・ワークス 令和2年4月からのe-Gov義務化、雇用保険65歳適用拡大などについて

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より給与計算システムをご利用いただき、誠にありがとうございます。

ご承知のこととは思いますが、令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されます。また、雇用保険では、平成29年1月1日から65歳以上の方も雇用保険の適用対象となっており、令和2年度より65歳以上の方も雇用保険料の徴収対象となります。ペイ・ワークスの対応予定につきましてご案内させていただきます。

敬具

記

ペイ・ワークスでは、『令和2年4月 e-Gov 義務化、雇用保険65歳、基・配・所申告書 対応アップデート』を令和2年3月中旬にリリース予定です。別途 適用日程のご案内をさせていただきます。

また、「令和2年分 給与所得者の基礎控除、配偶者（特別）控除及び所得金額調整控除の申告書」につきまして、令和2年度の年末調整を行う際に必要となりますので、上記アップデートに含めてリリースされます。

令和2年4月からの主な改正点

■ 社会保険・労働保険手続きの電子申請義務化

特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

一部の手続とは

健康保険 厚生年金保険

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

労働保険

- 継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書
 - ・年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
 - ・増加概算保険料申告書

雇用保険

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者転勤届
- 高年齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請

■雇用保険の適用拡大

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となり、保険料は 令和 2 年 4 月より徴収されます。

■令和 2 年分 給与所得者の基礎控除、配偶者（特別）控除及び所得金額調整控除の申告書 税制改正に伴い年末調整関係書類が変更されます。

所得税法の改正（基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設）により、年末調整において基礎控除又は所得金額調整控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を提出しなければならないこととされました。この改正に伴い、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として「令和 2 年分 給与所得者の基礎控除、配偶者（特別）控除及び所得金額調整控除の申告書」に様式が改められました。

改正に伴うペイ・ワークスの変更点

- ・[人事管理]－[情報出力]－雇用資格取得届および[人事管理]－[情報出力]－雇用資格喪失届 より、e-Gov 電子申請で使用可能な CSV ファイル出力機能を追加します。
- ・雇用資格取得届情報の「国籍地域」「在留資格」は、補助マスタが追加されコードを入力していただく仕様が変わります。名称で入力済のデータはコードに変換されません。
- ・雇用資格喪失届情報に「被保険者が外国人の場合」の入力項目 {「国籍地域」「在留資格」「在留期間」「資格外活動許可の有無」「派遣・請負労働者として主として別事業所で就労する場合」} が追加されます。
- ・[給与計算]－[年末調整]－[入力処理]－配偶者等控除申告書 のメニュー名が、→ [給与計算]－[年末調整]－[入力処理]－基礎・配偶等・所得調整控除申告書 に変更となります。また、画面で指定する年度が「2020 年」の場合、出力される様式が『令和 2 年分 給与所得者の基礎控除、配偶者（特別）控除及び所得金額調整控除の申告書』となります。また、令和 2 年分以降の印刷では、裏面の説明が印刷可能となります。
- ・雇用保険の控除額計算にて、令和 2 年度となる処理年月の計算においては、65 歳以上の社員も雇用保険が徴収されるようになります。

【適用 必要時期】

令和 2 年度の給与計算前までに適用して下さい。

※ [システム設定]－[基本設定]－給与基本項目の「労働保険年度」が 4 月～3 月の場合、令和 2 年 4 月の給与計算まで、5 月～4 月の場合、令和 2 年 5 月の給与計算まで。

※令和 2 年度の 4 月 1 日時点で 65 歳以上の社員の雇用保険料計算に影響します。

【対象バージョン】

バージョン 7（SQL Server 版のみ）、バージョン 6 SQL Server 版、Oracle 版

【適用実施時期】

令和 2 年 3 月中旬以降の適用を予定しております。別途 日程をご連絡致します

ご不明な点がございましたら、弊社サポートセンターまでご連絡下さい。

京葉システムサポートセンター

043-246-2380 9:00～17:30（平日）

メールでのお問い合わせ：support@keiyo-system.co.jp

以上